

とよた苑福祉用具貸与事業所（販売）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設するとよた苑福祉用具貸与事業所（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）は、当該事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 特定福祉用具販売の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 4 特定福祉用具販売の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施機関を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者等へ報告することとする。
- 5 特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 とよた苑福祉用具貸与事業所
- (2) 所在地 豊田市野見山町5丁目80番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤）

従業者及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 2人以上（常勤換算）

特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）の作成・変更等を行い、特定福祉用具の販売を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、建国記念の日、春分の日、昭和の日、憲法記念日、海の日、山の日、秋分の日、スポーツの日、勤労感謝の日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の提供方法、取り扱う種目及び利用料等)

第6条 事業の提供方法は次のとおりとする。

(1) 専門相談員が、利用者の状態に応じ、利用者の希望を聞きながら適切な福祉用具を選定する。

(2) 専門相談員が、利用者の状態に応じ、納品時に福祉用具の取付け、調整等を行い、使用方法の説明を行う。

2 取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める種目又は目録に記載されているものとする。

3 事業を提供した場合の利用料の額は、目録に記載されている額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

4 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、別表1の額とする。

5 搬入に特別な措置が必要な場合の費用は、その実費を徴収する。

6 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、別表2の区域とする。

(虐待の防止のための措置)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、専門相談員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、専門相談員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、専門相談員等職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時に行う
- (2) 繼続研修 年2回
- 2 事業所は、全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施する。
- 3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会会长と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年4月1日施行の「とよた苑福祉用具貸与事業所運営規程」は、廃止する。

(平成19年6月1日改正)

この改正は、平成19年6月1日から適用する。

(平成19年11月1日改正)

この改正は、平成19年11月1日から適用する。

(平成23年6月1日改正)

この改正は、平成23年6月1日から適用する。

(平成25年6月1日改正)

この改正は、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

(平成 25 年 12 月 1 日改正)

この改正は、平成 25 年 12 月 1 日から適用する。

(平成 26 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 26 年 7 月 1 日改正)

この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

(平成 26 年 8 月 1 日改正)

この改正は、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。

(平成 27 年 8 月 1 日改正)

この改正は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

(平成 29 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 8 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

(令和 2 年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 6 年 3 月 1 日改正)

この改正は、令和 6 年 3 月 1 日から適用する。

別表 1

距離	金額
事業所の実施地域を越えた地点から片道 10 km未満	500 円
事業所の実施地域を越えた地点から片道 10 km以上	1,000 円

別表 2

実施地域
豊田市、みよし市、岡崎市